

V 障がい者の就労支援

1 障がい者の就労を支援するため、関係機関等の連携・協力体制を確保している。

① 市町村、関係機関、施設（事業所）等が合同で、地域における障がい者の就労支援に関して協議する場・機会を確保している。

○ 地域には、障がい者の就労に関わる様々な機関が存在しており、市町村をはじめ各機関は、それぞれ専門的な機能を有する社会資源です。しかし、一つの機関だけでは、持っている情報も取り得る支援もある一面に限られてしまい、障がい者にとって十分な支援とはならないことが多くなります。

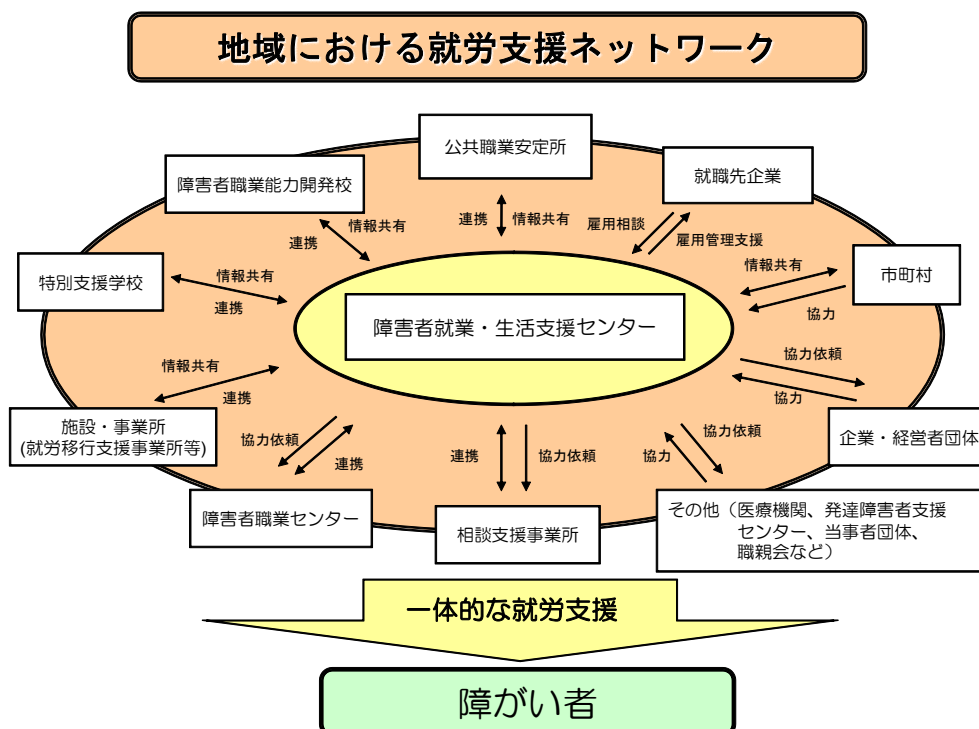
地域の障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、障害者職業センター、医療機関、特別支援学校、相談支援事業者、経済団体、職親会、自立支援協議会、総合振興局（振興局）・市町村等の行政機関などの関係機関が情報を共有し、相互に連携する関係を築き、連携を強化していくことが、地域の障がい者の就労推進につながります。

○ 市町村毎に設置する地域自立支援協議会（就労支援部会等）や、圏域にある障害者就業・生活支援センターが主催する障害者雇用支援地域合同会議など、地域に存在する障がい者の就労支援に関係する機関が集まる機会を設定、あるいはそこに参画し、合同で協議する場を確保し、お互いが「顔の見える関係」をつくり、関係機関の連携のもと、障がい者にとって必要な支援を進めることが重要です。（②参照）

○ 市町村は、まず、地域にある他の社会資源に幅広く声をかけ、集まる機会を設定し、あるいはそういう場に積極的に参画し、各機関の持つ情報や専門性を最大限に活用しながら、それぞれの自治体の障がい者の就労に関して、幅広く協議できる体制を確保することが必要です。

② 就労を希望する個々の障がい者に対して、地域の関係機関が必要な情報を共有するとともに、適性評価、職業体験、就労、職場定着、就業生活支援などのプロセス毎に役割分担し、就職の準備段階から職場定着まで支援できる体制を確保している。

- ①で述べたように、各機関はそれぞれ高い専門性を持っていますが、単独機関だけでは障がい者の様々な悩みや不安の解消には至らないケースもあります。そのような場合には、個々の障がい者の悩みや相談に応じて、必要な関係機関が集まり、障がい者の情報を共有し、関係者が共通の認識にたつて、障がい者の全体像や直面している課題の明確化を図り、解決に向けたアプローチの方法を協議することが重要です。その上で、各機関がプロセスに応じて役割分担しつつ、専門的な役割や力を発揮することにより、その障がい者にとって必要な一体的な支援が実施されることとなります。
- 関係機関は相互にリンクしながら、共通理解の上に立って、それぞれの専門的な役割を果たし、障がい者の就労サポートにあたります。
市町村はその1機関として機能するとともに、我がまちの障がい者の就労推進のため、関係機関の連携・協力体制を確保しておくことが求められます。



2 障がい者の就労促進や職場定着の取組みが行われている。

① 地域の公的機関、民間企業等において、障がい者の職場実習や職場体験を行う場を確保している。

- 多くの場合、障がい者は、施設（事業所）や特別支援学校での訓練、相談、職業体験、実習など、いくつかの段階を経て就労に至ります。中でも職場実習や体験は、短期間でも職場や職業生活を経験できる重要なステップです。

- 職場実習や職場体験には次のような利点があると考えられます。
 - ・ 通い慣れた施設（事業所）や家ではなく、多くの人が働いている「職場」や「職業生活」を経験できる。一定期間をいつもと違う環境の中で過ごすことで、障がい者の自信につながる。
 - ・ 障がい者にとっても支援者にとっても、それまでの相談やチーム支援でわかった障がい者の特徴（セールスポイント、苦手な事、性格、障がい特性）にあう仕事かどうか、アセスメントができる。
 - ・ いくつか実習や体験を行うことにより、就労の際のミスマッチを少なくすることができる。
 - ・ 受入れ側の公的機関や企業等が、障がい者や障がい者の就労について理解を深める機会となり、就労に結びつくケースもある。

- こうしたことから、市町村は自ら実習受入れに配慮するとともに、他の公的機関や企業等に対して働きかけを行うなどして、地域内で障がい者が職業体験できる場の確保を図ることが重要です。他の自治体の受入事例の収集や、企業等への働きかけに際しても、圏域での合同会議などの活用や、施設（事業所）・他機関との連携が有効です。

【事例の紹介】

○タイトル 「特別支援学校卒業生に対する就労支援事業」

- 実施主体 今金町、今金町教育委員会
- 協力機関 今金高等養護学校、町内企業

【注目ポイント】

- ・役場が就労先となっていることで民間企業への雇用の働きかけがしやすくなっている。
- ・一般就労への移行時には、地域自立協議会就労支援部会にて協議している。

【背景・きっかけ】

- ・地域自立支援協議会において、障がい者の就労の重要性が確認され、行政が積極的に雇用を進めることで民間にも波及できるのではないかとというねらいで始まった。

【取組の内容】

- ・今金高等養護学校卒業生を一定期間町の臨時事務嘱託員として任用し、役場での就労を通じ、一般就労に繋げるとともに、就労中の状況を民間企業及び他の公的機関に情報提供することで、学校生活から社会生活へのスムーズな移行を図ることを目的とする。

【事例の紹介】

○タイトル 「お仕事発掘隊」

- 実施主体 幕別町自立支援協議会就労支援部会
- 協力機関 幕別高校特別支援教育コーディネーター、十勝障がい者就業・生活支援センターだいち、町商工会、「ひまわりの家」施設長、幕別町手をつなぐ親の会、幕別あすなる会

【注目ポイント】

- ・発掘隊によって、体験先が町の機関だけではなく、企業にまで広げられたことや、体験者の支援や補助をする人材の確保（予算化した）がされるなど、活動が次々と展開されている。

【背景・きっかけ】

- ・定例会の中で、町の職場体験事業など就労に関する話題が多く出たことを通して就労支援部会を設置。そのメンバーから「まだ眠っている仕事は町内にたくさんある」との声が上がったことから「お仕事発掘隊」が誕生した。

【取組の内容】

- ・定例会の中で、町の職場体験事業など就労に関する話題を通して作られた就労支援部会のメンバーが、「お仕事発掘隊」として障がい者の就労体験の受け入れ企業開拓のための訪問や、役場の各課に町の仕事で障がい者ができる仕事の聞き取り調査など、「お仕事発掘隊」を行った。現在では、民間企業の掘り起こしに移行していき、企業へのアンケート調査を行い、その結果、就労の可能性がある企業への働きかけを行うことを目指している。

事例の紹介

○タイトル 「職場体験事業の実施」

○実施主体 音更町

○協力機関 障害者就業・生活支援センターだいち

【注目ポイント】

・役場の職員が積極的に企業訪問等を行い、開拓していった。また、実施しながら、一人一回の実施から複数回の実施、体験先となる業種を増やすことなども目指している。

【背景・きっかけ】

・障害福祉計画策定の際に、「障がい者の職場実習の場の確保」を町独自の目標として加えたことにより、町独自の事業が実施されている。

【取組の内容】

・障害福祉計画策定の際に、「障がい者の職場実習の場の確保」を町独自の目標として加え、H19年度より「音更町障害者職場体験事業」を始め、ジョブノートを配布したり、企業アンケートを実施し、職場体験の受け入れ可能と回答された企業へ働きかけを行い、職場体験の選択肢を増やすことを目指している。なお、これまでの職場体験を踏まえ、実習先の企業が障がい者雇用をするなど、就労に結びついた人もいた。

事例の紹介

○タイトル 「障がい者雇用の推進(臨時職員の任用)」

○実施主体 苫小牧市

○協力機関 障害者就労相談員

【注目ポイント】

・苫小牧市として、知的障がい者・精神障がい者の就労の機会を設け、その経験を通して一般就労を目指すことができる。
・市として、障害者就労相談員を配置している。

【背景・きっかけ】

・障害者就労相談員による出張PRや講演会の開催等に取り組んできたが、市が率先して障がい者を任用することで、障がい者就労をさらに促進したいと考えたため。

【取組の内容】

・知的障がい者・精神障がい者を対象に、2カ月毎の契約で臨時職員として雇用する。
業務内容は、事務補助や古紙回収等で週2回（水・金午前中）の勤務を行う。
・身だしなみや業務の指示などの体験から、当事者が自信をつけてもらえるようにしている。（対象者の選定は、市の障害者就労相談員が行う。）

② 就労後の個々の障がい者の悩みなどに対して、相談できる体制を確保している。

○ 障がい者にとって、就労することがゴールではなく、就労して長く働き続けることが重要です。そのためには、就労後の障がい者が悩みや不安などを感じた場合、安心して相談でき、障がい者を支援できる体制が必要です。

○ 相談先としては、次のような社会資源があります。

- ・ 就職先の民間企業等の同僚・上司（見守る担当者）
- ・ 障害者就業・生活支援センター、市町村の相談支援事業所（I参照）
- ・ ハローワーク
- ・ 障害者職業センターのジョブコーチ等
- ・ 当事者が利用していた施設や在籍していた特別支援学校
- ・ 通院先の医療機関
- ・ 市町村の福祉担当窓口
- ・ 家族や友人

○ しかし、こうした社会資源があっても、障がい者本人にその利用を委ねていては、本人が言い出せなかったり、相談できる機関にたどり着けなければ、相談することができません。また、就労先に任せきりでは負担が大きく、取り得る支援も限定されます。

障がい者や就労先には、就労後も1-②で述べた支援機関が存在していることをあらかじめ知らせておき、障がい者のサインを見逃さず、培ったネットワークを活用して対応できる関係を確保しておくことが大切です。

就労後も相談できる相手がいることが双方の安心につながり、悩みや問題の解決、職場定着につながると考えられます。

また、地域内で、障がい者同士が気軽に話し合える場や機会を設けることは、障がい者にとって心安く、様々な悩みなどを話しやすくなると考えられます。

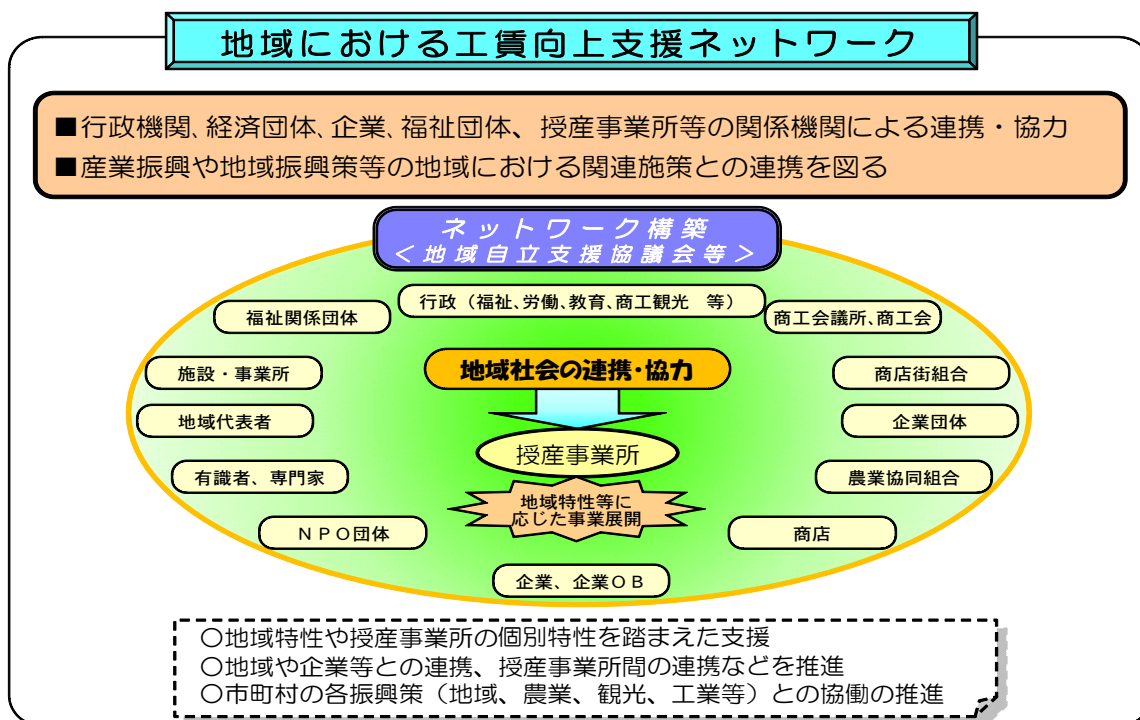
3 施設や障がい者を雇用する企業を支援する取組みが行われている。

- ① 地域の公的機関、民間企業等が施設（事業所）の授産製品購入や業務委託等に配慮している。
- ② 公共施設や各種イベントを活用し、授産製品や関係企業の製品販売やPRのスペースを確保している。

○ 障がい者のうち、一般就労が困難ないわゆる福祉的就労に従事している人の工賃（賃金）は、月額1万9千円程度（H23道内平均）で、障害基礎年金などの社会保障給付と併せても、経済的に自立した生活を送る水準に達していない状況です。

この状況を改善するため、道においても、指定法人を通じ施設（事業所）側に働きかけるとともに、製品等を受発注するシステムの活用など工賃向上に向けた取組を行っています。

○ 工賃の向上は施設（事業所）側の取組みだけではなく、購入・利用や販売協力などの周囲の支援にかかっています。施設（事業所）の中には、既存の製品だけではなく、新たな注文製作に応えられる施設（事業所）もあります。自治体としての利用に加えて、地域自立支援協議会などの場で、地域内の施設（事業所）の製品やサービスを周知し、支援方法を検討するなど、販路拡大等に向けたできる限りの支援が求められています。



○ また、市町村は、「国等による障害者就労支援施設等から物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき調達方針を定め、施設等から物品や役務を優先的に調達する必要があります。こうした調達を円滑に推進するため、地方自治法による特定随意契約制度の積極的な活用がもとめられます。

さらに、障がい者を多数雇用していたり、施設に製品や業務を積極的に発注しているなど、障がい者の就労を支援している企業の取組みを周知し応援することは、他の企業や住民の間に障がい者の就労についての理解を広める効果につながります。障がい者就労支援企業やサポーター的存在のアクションプログラム登録企業、地元に着した職親会加盟企業など、地域の企業と連携した取組みは、障がい者の就労支援の輪を拡げる上で今後ますます重要になります。

【事例の紹介】

○タイトル

「**町、商工会、農業協同組合との連携による施設(事業所)の事業展開への支援**」

○連携機関 愛別町、愛別商工会、上川中央農業協同組合、就労継続支援B型事業所

【注目ポイント】

- ・ 町の積極的な働きかけにより就労継続支援B型事業所が開設された。
- ・ 町、商工会、農業協同組合との連携により、就労継続支援B型事業所の事業展開への支援が行われている。

【取組の内容】

- ・ 愛別町内には日常的に集える場や就労場所がないことから、町内在住の障がい者とその家族の要望を受け、町が各法人・事業所に働きかけを行い、平成23年4月、NPO法人を設置者とする就労継続支援B型事業所あいねっとの開設に至った。
(P18参照)
- ・ 開設当初は、プレハブづくりの狭いスペースでパンの製造・販売を行っていたが、町による町有地の無償貸付けや施設改修のための助成金の確保への協力などにより、生産体制が整備され、町立幼稚園の給食用パンの受注が可能となった。
- ・ また、上川中央農業協同組合が中心となり、町、商工会と連携して行っている町内の買い物に不便な地域を回る移動販売車(愛ちゃん号)の運行業務が就労継続支援B型事業所に委託され、生鮮食料品の販売のほか、就労継続支援B型事業所で製造しているパンの販売も可能となるなど販路の拡大に繋がっている。

【事例の紹介】

○タイトル 「道における特定随意契約制度の活用」

○実施主体 北海道

【注目ポイント】

・道では、地方自治法施行令の規定に基づく「特定随意契約制度」を活用し、授産製品の購入等による工賃（賃金）水準向上への取組を推進している。

【取組の内容】

・道では、平成17年3月から、「特定随意契約に係る登録実施要領」を定めており、道保健福祉部では、庁内各部局に対し、「特定随意契約制度」を活用した障害者支援施設等からの物品の購入等の働きかけを行うとともに、毎年、庁内各部局に対して実績を調査を行い、ホームページで結果を公表している。

【特定随意契約制度について】

○特定随意契約制度

地方公共団体が、地方自治法施行令に規定する特定の者を相手方として、同規定に基づき地方公共団体が定める手続きにより、随意契約の方法により契約する制度。

〔障害者優先調達推進法において、国や地方公共団体等が「障害者就労施設等（障害者雇用促進法に規定するものを除く）」から、物品等の調達を行う際に活用される契約制度。〕

○対象範囲（障害者支援施設等関係）

障害者支援施設等において製作される物品の買入れや役務の提供を受ける契約

- ※障害者支援施設等 ①障害者支援施設、②地域活動支援センター、
③障害福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援、
就労継続支援)、④小規模作業所
- ※道における契約例 ・物品の買入れ 花苗、木工品 等
・役務の提供 印刷、施設等の清掃、クリーニング 等

○手続き等

道では、契約の機会均等、透明性及び公正性を確保するため、国の通知に示された契約内容等の公表の手続きを財務規則に定めるとともに、「特定随意契約に係る事務取扱要領」及び「特定随意契約に係る登録実施要領」を定め、事務を行っている。

<契約の流れ>

- ・障害者支援施設等は、特定随意契約の対象となる物品等の内容の登録を申請。
- ↓
- ・道は、申請の内容を確認し、特定随意契約に係る登録名簿に登載。
- ↓
- ・名簿に登載された者の中から最も適した者を選定の上、見積書を徴し契約。
(契約を履行できる者が複数存在する場合は、複数指名又は公募により選定。)

③ 企業、施設（事業所）に対して、障がい者の就労支援に関する各種施策（福祉・雇用）などの情報提供や、雇用に向けた働きかけを行う機会を設けている。

- 障がい者の就労支援に関しては、福祉と雇用の両サイドから制度や各種施策が展開されており、障がい者の就労（雇用）を進める際には、条件に適合する制度や施策を活用することが効果的です。
- 1で述べたように、普段から関係機関と「顔の見える関係」を築き、情報を収集するとともに、企業や施設（事業所）に対して機会を捉えて提供するなど、制度や施策の活用を図ることが障がい者の就労促進に役立ちます。市町村やIの相談支援事業所は、他機関の施策等の情報を広く把握しておき、詳細については該当機関の力を借りられる関係にあることが大切です。
- また、2の①でも触れたように、施設（事業所）側は、「求人・実習先の確保等」を大きな課題と捉えています。個々の施設（事業所）が多く数の企業に働きかけを行うのは難しく、相手先が限定されるなどの限界もあります。
市町村内の施設（事業所）利用者や在宅障がい者、特別支援学校卒業予定者の就労に関するニーズや訓練状況などを把握した上で、施設（事業所）と連携して定期的に地域内の企業に働きかけるなど、自治体としても積極的な支援が求められています。
- 市町村の中には、他部局等と連携し、観光や農林水産業などの地域振興策と協働して、障がい者の就労先を検討するという動きも出てきています。庁内の関係部局の取組みについても把握し、障がい者の就労を、これまでの業種だけでなく、関係機関と連携しながら、新たな分野や就労形態といった視点から検討することも有効です。

VI その他

1 地域自立支援協議会の「機能」を確保し、実効性のあるものとする取組みが行われている。

① 実効性のあるものとするため組織運営についての検討が行われている。

○ 地域自立支援協議会の設置が進まない理由の一つとして、既に同様の役割を担う委員会や協議会組織が数多く設置されており、それらの組織の中には形骸化しているものもあり、新たな設置の必要性が認められないという意見があります。

○ 障がい者のニーズをしっかりとキャッチする地域の相談窓口と、受け止めたニーズをニーズに添った支援につなげる関係機関によるネットワーク（地域自立支援協議会）は、地域で暮らす障がい者の生活を支える車の両輪です。地域自立支援協議会は、必要な機能を確保することが重要であり、その形式については、地域の実情に応じて、既存組織の活用、複数市町村による共同設置など、自由にデザインすることが可能です。

従って、既存の組織が、Ⅱ－1に記載した「機能」を有しているか、今一度検証し、それらの「機能」が有効に働くよう取組むことが大切です。

○ 一方、地域自立支援協議会が設置されていても、その活動が、単に、障害福祉計画作成のための外部委員会、あるいは地域の関係団体との情報交換的な役割しか果していない場合は、本来の目的である地域課題の解決を図るための「機能」が発揮できるよう、組織の見直しなどを行うことが大切です。

② 地域の様々な制約がある場合、取組みの優先順位を検討するなど、地域の実情を踏まえた検討が行われている。

○ 地域自立支援協議会は、市町村の人口規模や社会資源の実情を踏まえ、実効性を発揮できる組織とすることが重要です。

最初は、地域が最も必要としている機能を確保することから取組み、例えば、地域づくりを進めたいという思いを共有する関係機関と協力し、個別支援会議と定例会を立ち上げ、個別の相談におけるニーズに対する支援の検討から始め、課題に対して協働して取組み、解決する体験を積み上げることが大切です。

このような成功体験を積み上げる活動を通して関係者相互の絆を深めるとともに、ネットワークに参画する仲間を増やしながら課題を解決する力を養

い、徐々に困難な課題にも取り組むなど、段階的な取り組みを継続することが重要です。

すぐには成果は上がらないかもしれませんが、しかし、社会資源が何もないと考えて諦めてしまうのではなく、地域で思いを共有化した人々との協働作業というプロセスを大切に、自分達の手で地域をつくる、制度がなければ、地域の知恵と力を結集し、自分達で必要な制度をつくっていく取り組みをあきらめずに継続することが大切なのです。